

セルフクローク使用約款

セルフクロークとは、雨具や上着等をご自身で一時的に保管するために、当法人が在園児の保護者様に限り無償でお貸しする収納設備です。セルフクロークは、当法人が雨具や上着等をお預りするものではありません。

第1条(セルフクロークの使用目的)

セルフクロークは、登園日に限り、雨具等の一時的な保管場所としてご利用いただく目的で在園児の保護者様のみ当法人が使用を認めるものです。

第2条(ご利用可能時間)

1. セルフクロークは開園日の7:30から18:30の時間内で、登園から降園までご利用いただけます。
2. 18:30にセルフクローク内に残っていた物品がある場合は、落とし物と同様に保管し、お名前が確認できない場合は、職員室にて7日間保管した後に処分させていただきます。

第3条(セルフクローク使用上のご注意)

1. セルフクロークを使用する保護者様は、本約款に定める用法に従って使用していただきます。
2. 在園児の保護者であっても、セルフクロークを第三者に使用させることはできません。
3. 利用者が本約款に違反した場合には、必要な措置を取るものとします。利用者はこれを予め承諾し、異議を述べないものとします。

第4条(セルフクロークに保管できないもの)

1. セルフクロークのご利用は保護者様のご自身のリスクと責任で行う一時的な自己保管であり、当法人が保管物をお預かりするものではありません。よって、セルフクロークご利用中に保管物が毀損・破損し又は盗難等にあっても、当法人は一切の責任を負いかねます。また、以下のものは保管できません。
①高価なものや紛失すると困る大切なもの、②動・植物等の生物、③揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物、④銃砲刀剣類等、麻薬・覚醒剤等、又はその他の犯罪に関連するおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの、⑤盗品その他犯罪によって得られたもの、⑥異臭・悪臭を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又はセルフクロークを汚損、毀損もしくは衛生上の理由から使用不能とするおそれのあるもの、⑦その他セルフクロークへの保管に適さないと当法人が判断するもの。
2. 保管物が前項に定める保管できないものに該当する場合又はその疑いがあると当法人が合理的に判断した場合は、保管物を収容して別途保管したり、廃棄その他適当な措置を取るなどすることがあります。セルフクローク利用者は、これを予め承諾し、異議を述べないものとします。また、廃棄等の措置により当法人に費用が発生した場合は、該当保護者様に対し実費を請求することができるものとします。

第5条(園の関与は例外的・限定的)

セルフクロークへの保管物の収納・運び出しは、保護者様ご自身で行っていただきます。ただし、当法人が必要と認めるときは、保管物の出し入れを当法人が行うことがあります。

第6条(賠償責任)

1. セルフクロークご利用中に保護者様の過失なしに保管物が滅失、毀損・破損等、又は変質等しても、当法人はその賠償責任を負いません。但し、保管物の滅失等につき当法人に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2. 次の各号に該当する場合には、保管物の滅失等があっても、当法人は一切その賠償責任を負いません。
①保管物が第4条に定める収容できないものであった場合、②セルフクロークのご使用が本約款所定の使用方法によらなかった場合、③他の保護者様が誤って持ち帰るなどして紛失した場合、④天災地変その他不可抗力による場合、⑤関係官公署等により保管物又は収容品が調査・検査を受け、押収され、または提出を求められた場合、⑥その他、本約款に反する用法で使用された場合。
3. 保護者様は、セルフクロークの使用に際し又は使用に関連して当法人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
4. 保管物または収容品が滅失等又は盗難等にあった場合で、かかる滅失等又は盗難等につき当法人に責任がある場合でも、当法人が当該被害者にお支払いする損害賠償金額は、滅失等又は盗難等があった保管物又は収容品の時価相当額(当該保護者様が合理的に立証できる額)を限度とします。なお、本項の存在は、商法597条の適用を妨げるものではありません。

以上